

下大利区
規 約

下大利区規約

(名称及び事務所)

第1条 本区は下大利区(以下「本区」と称し、事務所を下大利公民館に置く。

(目的)

第2条 本区は住民相互の親和、生活環境の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本区は下大利区内に居住する住民及び事業者(以下「住民等」)をもって構成する。

(活動)

第4条 第2条の目的を達成するため、下大利区運営細則(以下「細則」)に基づく専門部会を設置し、文化・体育・育成・福祉・安全、その他の活動を行う。

(役員等及び定数)

第5条 本区に次の役員等を置く。

- (1) 役員区長 1名、副区長(主事を兼務する) 1名、会計 1名
- (2) 会計監査 2名
- (3) 評議員 10名
- (4) 顧問 若干名

(役員等の選出及び任期)

第6条

1. 役員及び会計監査は、役員選考委員会において、「細則」に基づいて選出する。
2. 評議員は、各組において推薦し、総会において承認を得る。
3. 顧問は区長が選任することができる。
4. 役員、会計監査及び評議員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

(役員等の任務)

第7条

1. 役員 (1) 区長 区を代表して、区の業務を総括する。
(2) 副区長 区長を補佐し、区長に事故ある時は、これを代行する。
(3) 会計 区の経理を掌握する。
2. 会計監査 本区の会計を監査する。
3. 評議員 評議員会に出席し、区長の諮問に応じて、重要事項等を審議する。
4. 顧問 区の運営に関し、区長から意見を求められた事項について、審議する。

(隣組長の選任、任期及び任務)

第8条

1. 隣組長は各隣組において選任し、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 隣組長は、区長に隣組員の意見や要望を代弁し、区長からの指示や行事内容等を伝達する。

(会議)

第9条 本区に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 評議員会
4. 隣組長会
5. 運営委員会
6. 専門部会
7. 役員選考委員会

(総会)

第10条

1. 総会は、最高の議決機関である。
2. 総会は、毎年4月に開催し、必要あるときは、区長が臨時総会を開くことができる。
3. 総会は、各隣組から選出された2名の代議員をもって構成する。
4. 総会は、委任状を含む二分の一以上の代議員の出席をもって成立する。
5. 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算について
 - (2) 事業計画及び収支予算について
 - (3) 専門部会の設置について
 - (4) その他運営に関する事項について
6. 議案は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会等)

第11条

1. 役員会
区長、副区長、及び会計の合議により、区の日常活動を行う。
2. 評議員会
区長の諮問に応え、意見を具申する。
3. 隣組長会
区長の業務を補佐し、隣組の意見・要望を集約する。
4. 運営委員会
役員及び専門部会の代表者で構成し、第4条の活動を推進する。
5. 専門部会
専門部会は、文化・体育・育成・福祉・安全の活動を行う。
6. 役員選考委員会

役員及び会計監査の選出時に設置され、評議員で構成する。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(区費)

第13条

1. 本区内の住民等は総会において定める「細則」に基づき区費を納める。但し、特別の事情がある場合は、これを免除することが出来る。

2. 区費は、隣組長において徴収し、区会計に納める。

(運営費)

第14条 本区の活動に必要な経費は、区費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(役員との報酬)

第15条 役員等の報酬は総会において、これを決定する。

(規約の改正)

第16条 この規約の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

附則 この規約は、平成11年4月18日よりこれを実施する。

この規約は、平成19年4月15日よりこれを実施する。

この規約は、平成20年4月13日よりこれを実施する。

この規約は、平成29年4月16日よりこれを実施する。

この規約は、令和2年4月20日よりこれを実施する。